

Let's くみあい
高教組

2面 教育にもジェンダー視点を



第361号

2011年

11月20日

発行所
静岡県高等学校障害児学校教職員組合
静岡市葵区駿府町1-12
高教組新聞編集委員会
http://www.s-koukyouso.jp/
e-Mail info@s-koukyouso.jp
TEL (054) 254-6900
FAX (054) 254-0814

高教組しんぶんは組合費とカンパによって発行されており、全教職員に配布しています

人事委員会勧告の主な概要 (静岡県)

1. 月例給：-748円 (-0.19%) →年間約-1.2万円
2. ボーナス：3.95月 (据え置き) →民間は3.97月 (差0.02月×39万円=0.78万円)
3. 経過措置額 (現給保障) の廃止 (H24年4月以降、必要な経過措置を講じた上で)
4. 実施時期：H23年12月 (期末手当を減額して)
5. 勤務条件等の諸課題

- (1) 教育職員の多忙化は解消されていない。今後とも教育委員会、学校、職員が連携し、多忙化解消や業務改善に向け、より一層取り組む事を期待。
- (2) メンタル疾患による長期休業者が減少していない。その対策の充実を。パワハラやセクハラのない職場作りを。
- (3) 定年延長に向けた制度の見直し
定年を段階的に65才まで延長することが適当。
そのための立法措置に向け意見を申し出た。

「賃下げ法案」は撤回せよ! 7.8% (年平均) (50万円) (国家公務員) も削減

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

連合会長が首相に成立を要請
「給与臨時特例法案」は5月に突然提案され、一

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

地方公務員、民間への波及も
人事院勧告よりも憲法違反の法案を優先

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

公務労組連絡会が怒りの行動
臨時教職員員の年休繰り越しを検討

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

臨時教職員員の年休繰り越しを検討
第一回教育長交渉

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

安倍教育長に「勤務条件改善を求め」木藤委員長(左)を提出する署名

政府は10月28日、国家公務員の賃金を平均7.8%カットする「給与臨時特例法案」(以下賃下げ法案)の今国会で成立を優先させるとする閣議決定を行いました。あわせて賃下げ法案には人勧の内容も含まれるとして、人事院勧告を実施するための法案は提出しないとしました。

労働基本権が制約されているも、人事院勧告を経ない給与のカットは明確な憲法違反であり、国家公務員法違反です。

視座
ふつうは机の上で考えるんです。縦かける横は面積とかがあがるか。直線的に、ところが、地球は丸いので、縦かける横では面積が出ないし、努力をすればするほど裏目に出ることも。つまり、現場は直線的ではなく、非線形なんです。▲綿花の値段は、過去百年にわたって、記録が残っているんだとか。その値の動きのグラフの線は、たとえば、その一年だけを切り取ってみると、同じ形をしてるんだそう。なんとかの法則というらしいのですが。また、一ヶ月だけを切り取ると同じ形、一週間だけを切り取っても同じ形をしてるといいます。▲山の稜線も、その一部が同じ形をしていて、岩を一つ見ても同じ形をしてるんだとか。▲ちよつとこわなくなつたんです。あれもこれもやろうと思っても果たせず終わる人生を送る人は、同じような一年を、一ヶ月を、一週間を送るんです。そして、同じような今日一日を... : ▲そんなことはないと思いたいです。しかし、教員たちには、今日の頑張り、明日の頑張りになり、一週間、一ヶ月、一年、そして三年間の集大成となる、と話そうと思えます。今を生きて、と。

現給保障は「10年間で廃止」を盛り込む
本年人事委員会勧告の主な内容は表の通りです。国と大きくちがうところは、55歳を越える職員の給与カット一律1.5%を今年も阻止したこと、今年突然人事院が持ち出した「現給保障の廃止」について、「平成25年廃止」を明言せず、「必要な経過措置を講じた上で廃止」としたことです。50代を中心に、58歳で平均1万数千円という削減は、今後の県教委との交渉にゆだねられることとなります。

「なくせ!! 原発」福島大集会に 全国から1万人以上が結集



大マスコミはなぜ報道しないのか、県民の怒りの姿を

「なくせ! 原発 安心して住み続けられる福島を!」10・30大集会 in ふくしまが、10月30日、福島市の「四季の里」で開かれました。全国から1万人を超える参加で、原発事故後福島最大の集会となりました。

集会では、よびかけ人を代表して早川篤雄氏(樫葉町・住職)と片岡輝美氏(会津若松市・会津放射能情報センター代表)があいさつしました。

静岡からは高教組他十数名が参加。ステージ上から「11・26ひまわり集会 in 浜岡」よびかけ人代表の望月聡彦氏を取り組みを報告しました。

事佐藤栄佐久氏、日本共産党の志位和夫委員長などがあいついで登壇。馬場町長は、「本場に、悲しいです。悔しい。浪江町民2万1000人が県内や全国に避難している。そんな状況をつくったのは誰だ! 東京電力です。国策として進めてきた国にも責任があります」と訴えました。

震災復興にも悪影響

・ 労働基本権が制約されている現行法のもとでは、

これに対し連絡会は

下げを強制することは考えていない。

・ 地方公務員については、それぞれの地方公共団体が、自主的なとりくみをすすめて適切に決定することが大切。同様の引き下げを強制することは考えていない。

主張

教職員の長時間過密労働の実態は、文科省の調査や本県の業務記録簿の結果でも明らかにされ、その改善に行政には大きな責任があり、早急な施策が求められています。あわせて、教職員への時間外勤務手当の支給を可能とする法整備と制度の創設は不可欠な課題であると考へます。

教職員に時間外勤務手当と休日給を支給するシステムの構築を

務記録簿が本格的に導入され、勤務実態が数値として明らかになり、人事委員会も看過できない事態になっていると考へられます。教員に時間外勤務を命

ま、給与の削減だけがすんだというのがこの間の実態です。

多忙化解消に向け教職員の増員、少人数学級の實現、業務の見直しなど勤務条件の改善をすすめることがまず行政に求められています。同時に現状の超過勤務に対する賃金の不払いを放置することは許されません。

憲法違反 国家公務員法違反の法案は撤回せよ

「公務労組連絡会」との交渉の中で、主濱総務大臣政務官は概略以下のよう

人事院は強い懸念を表明

人事院も勧告の中で、国家公務員法を無視している。

人事院は強い懸念を表明

強い懸念を表明しました。

多忙解消に具体的措置を

教育長への口頭伝達事項(人事委)

- ① 教職員の多忙な勤務の解消のため実効性のある具体的な措置を講じてほしい。
- ② 希望者が育児休業の取得、育児休業短時間
- ③ 教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できるよう、労働
- ④ 教育現場は教員同士
- ⑤ 正規の職員と同様の職務を担っている臨時的

11.26 ひまわり集会 in 浜岡

人間の鎖で浜岡原発を包囲しよう

13時 御前崎市 佐倉 多目的広場

教育実践 教育にもっとジェンダー視点を

「教育のつどい」全国集会に参加して

定時制高校 鈴木 南

「ジェンダー感覚を磨くために」というタイトルのレポートを持って千葉で開かれた「教育のつどい」に初めて参加しました。私が参加した「ジェンダー平等と教育」の分科会の傍聴者は、女性のみでレポーターも男性は1人だけ。ジェンダー視点の薄い学校現場を象徴しているようでした。

私のレポートは、教員生活30年のなかで、これはジェンダーバイアスがひどい、女性蔑視だ、あるいは性的マイノリティへの差別だと感じた事例を述べたものです。

たとえば現代社会の授業で教師に、「女子は結婚したら家事に専念したほうがよい」と言われ怒る女子生徒たちに「ジェンダーハラスメント」の概念を教えて抗議させ、その後その教師から謝罪を引き出したこと、痴漢の被害者に「お前のスカートが短いから悪いんだ」と説教をする男性教員



に「それはセカンドレイブです」と反論したことなど、日常のジェンダーバイアスに関わる小さな出来事を綴ったものです。

参加者からは、ジェンダーバイアスに関するものをこのように堂々と怒れることがすごいと言われました。普段から不平等だ、差別だと思ってもジェンダーに関するものはなかなか言にくいのだそうです。共同研究者の先生もこのレポートを学生に読ませたら、「この先生はなぜこんなにはっきり怒れるのか」と言われたそうです。学生たちの目には、いつも怒ってばかりいる怖い先生と映ったようですが、私の中に「ジェンダーバイアス」に関することは絶対譲れないという感覚が幼い頃から強く意識されていたからかもしれません。

夏以来、教育現場における男性教職員のわいせつ・セクハラ行為が連日報道されています。教員と生徒という権力的に對等でない関係が存在する学校という職場は、他の職場よりもセクハラがおこりやすい構造を持っていると思います。「生徒は教師におとなしく従うものだ」と思いこみ傲慢な態度をとる教員も少なくありません。そうした意識が差別につながりセクハラを生むのです。そこで最も必要なものはジェンダー視点で学校教育を見つめ直すことです。余分な男女の区別や無意識の男女差別、ジェンダーの刷り込みがないか常に検証することは、セクハラ行為の最大の抑止力になると思われ